

平成27年鞍手町議会第3回定例会会議録（第4号）						
平成27年 6月16日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議			議 長		
	平成27年 6月16日 午後1時00分			星 正 彦		
	閉 会 開 議			議 長		
	平成27年 6月16日 午後1時46分			星 正 彦		
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	岡崎邦博	出欠
	2	須藤信一郎	出欠	12	須山由紀生	出欠
	3	川野高實	出欠	13	須藤敏夫	出欠
	4	宇田川 亮	出欠			
	5	竹内利一	出欠			
	6	田中二三輝	出欠			
	7	星 正 彦	出欠			
	8	鯨坂省治	出欠			
	9	栗田幸則	出欠			
10	久保田正之	出欠				
出席	13人					
欠席	0人					
欠員	0人					
会議録署名 議員	3	川野高實		4	宇田川 亮	

職 務 出 席	議会事務局長	渡辺智文	出欠	議会事務局長補佐	武谷朋視	出欠
	町長	徳島眞次	出欠	会計課長	白石秀美	出欠
	副町長	阿部 哲	出欠	建設課長	森 茂樹	出欠
	教育長	水摩幸隆	出欠	政策推進課長	三戸公則	出欠
	総務課長	藤原光徳	出欠	地域振興課長	立石一夫	出欠
	福祉人権課長	守田純子	出欠	上下水道課長	原 敏勝	出欠
	税務住民課長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局 長	篠原哲哉	出欠	保険健康課長	松永憲昌	出欠
	地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名					
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

平成27年第3回鞍手町議会定例会議事日程

6月16日 午後1時開議

第4号

- 日程第1 議案第56号 専決処分の承認（鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例）
(民生産業委員長報告)
- 日程第2 議案第57号 専決処分の承認（鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
(民生産業委員長報告)
- 日程第3 議案第60号 専決処分の承認（平成26年度鞍手町住宅新築資金等特別会計
補正予算第1号）
(民生産業委員長報告)
- 日程第4 議案第62号 専決処分の承認（平成26年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費
特別会計補正予算第3号）
(民生産業委員長報告)
- 日程第5 議案第63号 専決処分の承認（平成26年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設
維持管理運営費特別会計補正予算第2号）
(民生産業委員長報告)
- 日程第6 議案第68号 専決処分の承認（平成27年度鞍手町国民健康保険事業特別会計
補正予算第1号）
(民生産業委員長報告)
- 日程第7 議案第66号 鞍手町道路線の変更
(民生産業委員長報告)
- 日程第8 議案第67号 鞍手町道路線の廃止
(民生産業委員長報告)
- 日程第9 議案第55号 専決処分の承認（鞍手町税条例等の一部を改正する条例）
(総務文教委員長報告)
- 日程第10 議案第59号 専決処分の承認（平成26年度鞍手町一般会計補正予算第6号）
(総務文教委員長報告)
- 日程第11 議案第61号 専決処分の承認（平成26年度鞍手町流域関連公共下水道事業
特別会計補正予算第5号）
(総務文教委員長報告)
- 日程第12 議案第58号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第13 議案第64号 平成27年度鞍手町一般会計補正予算（第1号）
(総務文教委員長報告)
- 日程第14 議案第65号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成27年度固定資産
税の課税免除
(総務文教委員長報告)

- 日程第15 議案第69号 学校施設環境改善交付金事業 剣南小学校屋内運動場耐震補強等工事
請負契約の締結 (総務文教委員長報告)
- 日程第16 議案第70号 学校施設環境改善交付金事業 古月小学校屋内運動場耐震補強等工事
請負契約の締結 (総務文教委員長報告)
- 日程第17 議案第71号 学校施設環境改善交付金事業 新延小学校屋内運動場耐震補強等工事
請負契約の締結 (総務文教委員長報告)
- 日程第18 議案第72号 学校施設環境改善交付金事業 西川小学校屋内運動場耐震補強等工事
請負契約の締結 (総務文教委員長報告)
- 日程第19 発議第1号 国民的合意のないままに安全保障法制の見直しを行わないよう
求める意見書 (総務文教委員長報告)
- 日程第20 発議第2号 介護報酬の大幅削減の撤回を求める意見書
(民生産業委員長報告)
- 日程第21 発委第2号 議会広報編集調査特別委員会の設置
- 日程第22 閉会中の継続事件

平成27年6月16日（第4日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 議案第56号から、日程第8 議案第67号までの8件を一括して議題とします。

本案は、民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。
須藤民生産業委員長。

○13番 須藤 敏夫君

只今より、民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第56号 専決処分の承認（鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例）。

議案第57号 専決処分の承認（鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）。

議案第60号 専決処分の承認（平成26年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第1号）。

議案第62号 専決処分の承認（平成26年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算第3号）。

議案第63号 専決処分の承認（平成26年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算第2号）。

議案第68号 専決処分の承認（平成27年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号）。

本委員会は、6月10日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を承認すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

次に、議案第66号 鞍手町道路線の変更。

議案第67号 鞍手町道路線の廃止。

本委員会は、6月10日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を認定すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第56号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第57号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第60号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第62号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第63号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第68号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第66号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第67号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第56号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第57号について、討論はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

議案第57号 専決処分の承認、鞍手町国民健康保険税の一部を改正する条例に対し、日本共産党を代表して反対討論を行います。

今回の議案には、限度額の引き上げと減免対象者の拡充が盛り込まれています。減免対象者の拡充については、中低所得者の保険料軽減をするもので歓迎されるものです。

しかしながら、限度額の引き上げは医療分、後期高齢者医療支援分、介護分が合わせて4万円引き上げられ、2014年度の81万円から85万円となっています。限度額に達する保険者は決して高額の所得者ではなく、世帯員の人数によっては所得500万円でも限度額に到達します。

国保税の負担が所得の17%になるというのは、まさにその負担の限度を超えています。よって、議案第57号について反対いたします。以上です。

○議長 星 正彦君

他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

次に、議案第60号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第62号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第63号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第68号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第66号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第67号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第56号 専決処分の承認（鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第56号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第57号 専決処分の承認（鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第57号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第60号 専決処分の承認（平成26年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第1号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第60号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第62号 専決処分の承認（平成26年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算第3号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第62号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第63号 専決処分の承認（平成26年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算第2号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第63号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第68号 専決処分の承認（平成27年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第68号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第66号 鞍手町道路線の変更を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第66号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第67号 鞍手町道路線の廃止を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第67号は委員長報告のとおり認定されました。

次に進みます。

日程第9 議案第55号から日程第18 議案第72号までの10件を一括して議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

田中総務文教委員長。

○6番 田中 二三輝君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第55号 専決処分の承認（鞍手町税条例等の一部を改正する条例）。

議案第59号 専決処分の承認（平成26年度鞍手町一般会計補正予算第6号）。

議案第61号 専決処分の承認（平成26年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第5号）。

本委員会は、6月10日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を承認すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

次に、議案第58号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例。

議案第64号 平成27年度鞍手町一般会計補正予算第1号。

議案第65号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成27年度固定資産税の課税免除。

本委員会は、6月10日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

次に、議案第69号 学校施設環境改善交付金事業 剣南小学校屋内運動場耐震補強等工事請負契約の締結。

議案第70号 学校施設環境改善交付金事業 古月小学校屋内運動場耐震補強等工事請負契約の締結。

議案第71号 学校施設環境改善交付金事業 新延小学校屋内運動場耐震補強等工事請負契約の締結。

議案第72号 学校施設環境改善交付金事業 西川小学校屋内運動場耐震補強等工事請負契約の締結。

本委員会は、6月10日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案に同意すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第55号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第59号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第61号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第58号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第64号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第65号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第69号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第70号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第71号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第72号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第55号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第59号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第61号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第58号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第64号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第65号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第69号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第70号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第71号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第72号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第55号 専決処分の承認（鞍手町税条例等の一部を改正する条例）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第55号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第59号 専決処分の承認（平成26年度鞍手町一般会計補正予算第6号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第59号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第61号 専決処分の承認（平成26年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第5号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第61号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第58号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第58号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号 平成27年度鞍手町一般会計補正予算第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第64号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成27年度固定資産税の課税免除を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第65号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号 学校施設環境改善交付金事業 剣南小学校屋内運動場耐震補強等工事請負契約の締結を採決します。

本案に対する委員長の報告は同意であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第69号は委員長報告のとおり同意されました。

次に、議案第70号 学校施設環境改善交付金事業 古月小学校屋内運動場耐震補強等工事請負契約の締結を採決します。

本案に対する委員長の報告は同意であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第70号は委員長報告のとおり同意されました。

次に、議案第71号 学校施設環境改善交付金事業 新延小学校屋内運動場耐震補強等工事請負契約の締結を採決します。

本案に対する委員長の報告は同意であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第71号は委員長報告のとおり同意されました。

次に、議案第72号 学校施設環境改善交付金事業 西川小学校屋内運動場耐震補強等工事請負契約の締結を採決します。

本案に対する委員長の報告は同意であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第72号は委員長報告のとおり同意されました。

次に進みます。

日程第19 発議第1号を議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

田中総務文教委員長。

○6番 田中 二三輝君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

発議第1号 国民的合意のないままに安全保障法制の見直しを行わないよう求める意見書。

本委員会は、6月16日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を否決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

発議第1号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

発議第1号について討論はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

発議第1号 国民的合意のないままに安全保障法制の見直しを行わないよう求める意見書に対し、日本共産党を代表して賛成討論を行います。

安倍政権は、集団的自衛権行使容認を柱とした閣議決定を具体化するための法案を国会に提出しました。

これは、日本をアメリカのおこす戦争にいつでも、どこでも参加できるようにする戦争法案です。自衛隊が戦闘地域にまで行って軍事支援をする、イラクやアフガニスタンでの治安維持活動などに参加し武器が使用できるようにする、集団的自衛権を発動しアメリカの先制攻撃にも参戦するなど、憲法9条を踏みやぶる大問題があります。

こういう大問題がありながら、国民的合意がまったくなされていません。国会を無視してアメリカ議会で報告するといったような大問題がありながら安全保障法制の見直しを行うということには、絶対にあってはならないことだというふうに考えています。

よって、国民的合意のないままに安全保障法制の見直しを行わないよう求める意見書について賛成いたします。

○議長 星 正彦君

他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発議第1号 国民的合意のないままに安全保障法制の見直しを行わないよう求める意見書を採決します。

本案に対する委員長の報告は否決であります。

従って、原案について採決します。

発議第1号 国民的合意のないままに安全保障法制の見直しを行わないよう求める意見書を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」少数)

挙手少数です。よって発議第1号は否決されました。

次に、日程第20 発議第2号を議題とします。

本案は、民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

須藤民生産業委員長。

○13番 須藤 敏夫君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

発議第2号 介護報酬の大幅削減の撤回を求める意見書。

本委員会は、6月16日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を否決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います

発議第2号について質疑ありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

発議第2号について、どういう意見が出されたのか教えてください。

○議長 星 正彦君

須藤民生産業委員長。

○13番 須藤 敏夫君

議案を審査しました結果を報告いたします。

議案の審査を求めて意見を求めましたが、意見は出ませんでした。

よって、採決によって挙手を願ったところで少数の賛成ということで否決という結果になりました。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

発議第2号について討論はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

介護報酬の大幅削減の撤回を求める意見書、発議第2号について賛成の立場で討論します。

介護報酬が4月から改定されましたが、報酬自体が2年連続引き下げられ、介護労働者また介護事業者等も、今後立ち行かなくなってくるという恐れがあります。意見書の中身にもありますように、福岡県の待機者も1万8千人を超えるという状況もある中で、介護報酬を大幅に削減するならば今後介護事業者等も立ち行かなくなる。そういう意味からも、この介護報酬の大幅削減の撤回を求める意見書は妥当だと考えます。

それに対し、一言の意見も言わずに否決するということはあってはならないことだと思っております。

よって、発議第2号について賛成討論を終わります。以上です。

○議長 星 正彦君

他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発議第2号 介護報酬の大幅削減の撤回を求める意見書を採決します。

本案に対する委員長の報告は否決であります。

従って、原案について採決します。

発議第2号 介護報酬の大幅削減の撤回を求める意見書を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」少数)

挙手少数です。

よって、発議第2号は否決されました。

次に、日程第21 発委第2号 議会広報編集調査特別委員会の設置を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

宇田川亮議会運営委員長。

○4番 宇田川 亮君

発委第2号 議会広報編集調査特別委員会の設置。

次のとおり議会広報編集調査特別委員会を設置するものとする。

平成27年6月16日提出。

議会運営委員会委員長 宇田川亮

1、名称 議会広報編集調査特別委員会。

2、設置の根拠 地方自治法第110条及び鞍手町議会委員会条例第4条。

目的 議会広報の編集及び調査。

委員の定数 6人。

提案理由

議会だよりの編集、発行及び調査研究を行う議会広報編集調査特別委員会を設置するため、地方自治法第109条の2 第5項及び鞍手町議会会議規則第13条 第3項の規定に基づき提出する。

○議長 星 正彦君

お諮りします。

発委第2号は、質疑討論を省略して直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって発委第2号は質疑討論を省略します。

これから採決を行います。

発委第2号 議会広報編集調査特別委員会の設置を採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって発委第2号は原案のとおり可決されました。

只今より名簿を配布します。

(「名簿」配布)

お諮りします。

只今設置されました議会広報編集調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条の規定によって、只今お手元に配りしました名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議会広報編集調査特別委員会の委員は、お手元に配りしました名簿のとおり選任することに決定しました。

これより、委員長、副委員長互選のため、しばらく休憩します。

休憩 13時34分

再開 13時43分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

特別委員会正副委員長の互選の結果を局長より報告いたします。

○議会事務局長 渡邊 智文君

それでは、ご報告をいたします。

委員長に須山由紀生議員、副委員長に竹内利一議員、以上でございます。

○議長 星 正彦君

以上のように決定しました。

次に進みます。

日程第22 閉会中の継続事件を議題とします。

各委員長から目下審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配布しましたとおり閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、継続審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって各委員長から申し出のとおり、継続審査することに決定しました。

これをもって、本日の日程は全部終了しました。

これをもって、平成27年第3回定例会を閉会します。

閉会 13時46分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 星 正彦

議員 川野高實

議員 宇田川 亮